

利用規約

アイビススケーティングクラブ（以下、本クラブといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条 本クラブは運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）を行います。

第2条 本クラブに入会できる方は下記の各要件を満たし、本規約を承諾した方とします。

- 1 スケート愛好者で、本クラブの趣旨に賛同できる方
- 2 目標達成のために努力し、真摯に取り組む方
- 3 本クラブのルールを順守し、本クラブの円滑な運営に協力できる方
- 4 未成年の場合は、親権者その他法定代理人の同意を得た方
- 5 医師から運動を禁じられていない方。

また刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条 本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。

入会が承認されなかった場合を除き、理由の如何に関わらず、納入後の会費・入会諸費用は返還出来かねます。

また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。

入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条 本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納または督促後1週間以上怠ったとき。
（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
2. 会員が本クラブへ3カ月以上の無断欠席を行ったとき
3. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
4. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本クラブが、社会通念に照らし本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第5条 会員は、本クラブの定めるクラブ費を所定の方法で支払わなければなりません。クラブ費の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。（クラブ費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実には本クラブの活動に参加しない場合も支払い義務が発生します）納入後のクラブ費は理由の如何に関わらず、返還出来かねます。

第 6 条 休会について下記の通り定めます。

1. 会員は、各月の 10 日までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、10 日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
2. 一回の届出による休会期間は 1 ヶ月から 6 ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。休会最終月の 10 日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

第 7 条 会員は、各月の 10 日までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。10 日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第 8 条 会員は、各月の 10 日までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10 日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月末日扱いになります。
なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第 9 条 本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事实施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第 10 条

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブが指定する施設を利用するものとします。
2. 本クラブは、会員が施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

第 11 条 本クラブは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の 1 ヶ月以上前までに会員宛てにメールにて通知および当クラブホームページにて告知するものとします。

第 12 条 本規約は 2026 年 6 月 1 日より施行します。